

令和 4 年 1 月 19 日
農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課

食品製造工場から発生する畜水産残さの飼料利用に関する 見直しについて（BSEに係る飼料規制関係）

現在、カット肉や食肉製品を原料として扱う食品製造工場（冷凍食品工場など）から出る工程残さは、反すう動物由来のものとの分別管理を前提に飼料への利用^(※)が認められているが、実態上、現場での分別が困難であること等から、ほとんど飼料利用されていない。

今回、これまでのリスク管理措置及びその遵守状況並びにそのリスクを鑑み、反すう動物由来のものとの分別することなく、エコフィード製造事業場で処理して飼料利用^(※)できるようにする見直しを行う。

（※）反すう動物用飼料への利用は不可。

1. 背景及び現状

（1）平成13年 9 月、我が国でBSEの発生が確認されたことを受け、BSEの感染源となりうる動物由来たん白質の飼料利用を原則禁止とした。

その後、飼料規制等のリスク管理措置を徹底した上で、我が国におけるBSE発生リスクの低下や科学的知見等を踏まえ、順次規制の範囲を見直してきた。

（2）食品製造工場（食肉製品工場、冷凍食品工場など）から発生する畜水産残さの飼料利用にかかる規制見直しは、平成26年 5 月に初めて行った。

① 平成26年 5 月以前は、

- ・と畜場や食肉処理業の残さ・エキスなどの残さについては、反すう動物由来のものが混入していないことを条件に、豚・鶏肉骨粉等の製造事業場で処理し、豚・鶏・養魚用飼料に利用できることとしていた。

また、

- ・食品関連事業場（食品小売業、外食産業など）から排出される余剰食品等（売れ残った食品、調理残さ、食べ残しなど。人が食べられる部位のみに由来する残さ）については、反すう動物由来のものとの

混入の有無にかかわらず、エコフィード製造事業場（食品残さ利用飼料の製造事業場）で処理し、豚・鶏・養魚用飼料に利用できることとしていた。（別添１－①）

② 平成26年５月の改正では、

- ・①に加え、食品製造業（食肉製品、冷凍食品など食品製造工場）の製造工程から発生する動物由来たん白質を含む残さ（以下、「工程残さ」という。）についても、反すう動物由来のものが混入していないことを条件に、豚・鶏肉骨粉等製造事業場又はエコフィード製造事業場で処理し、豚・鶏・養魚用飼料に利用できるようにする見直しを行った。（別添１－②）

（３）一方、近年、飼料関連事業者及び畜産関係者より、食品リサイクルの推進や飼料コストの低減化の観点から、規制を適正化し、食品循環資源の飼料利用を推進したいという要望が高まっている。（別添１－③）

２．見直し（案）（別添１－④）

食品製造業（食品製造工場）のうち、枝肉を扱わず、原料としてカット肉や食肉製品を受け入れる工場－例えば、冷凍食品工場、製パン工場、即席麺工場－から発生する工程残さに含まれる動物由来たん白質は、すでに豚・鶏・養魚用飼料として利用できる余剰食品等に含まれる動物由来たん白質と同等のものであることから、現行のBSE対策を前提とすれば、これらのものがBSEの感染源となる可能性は極めて低いと考えられる。

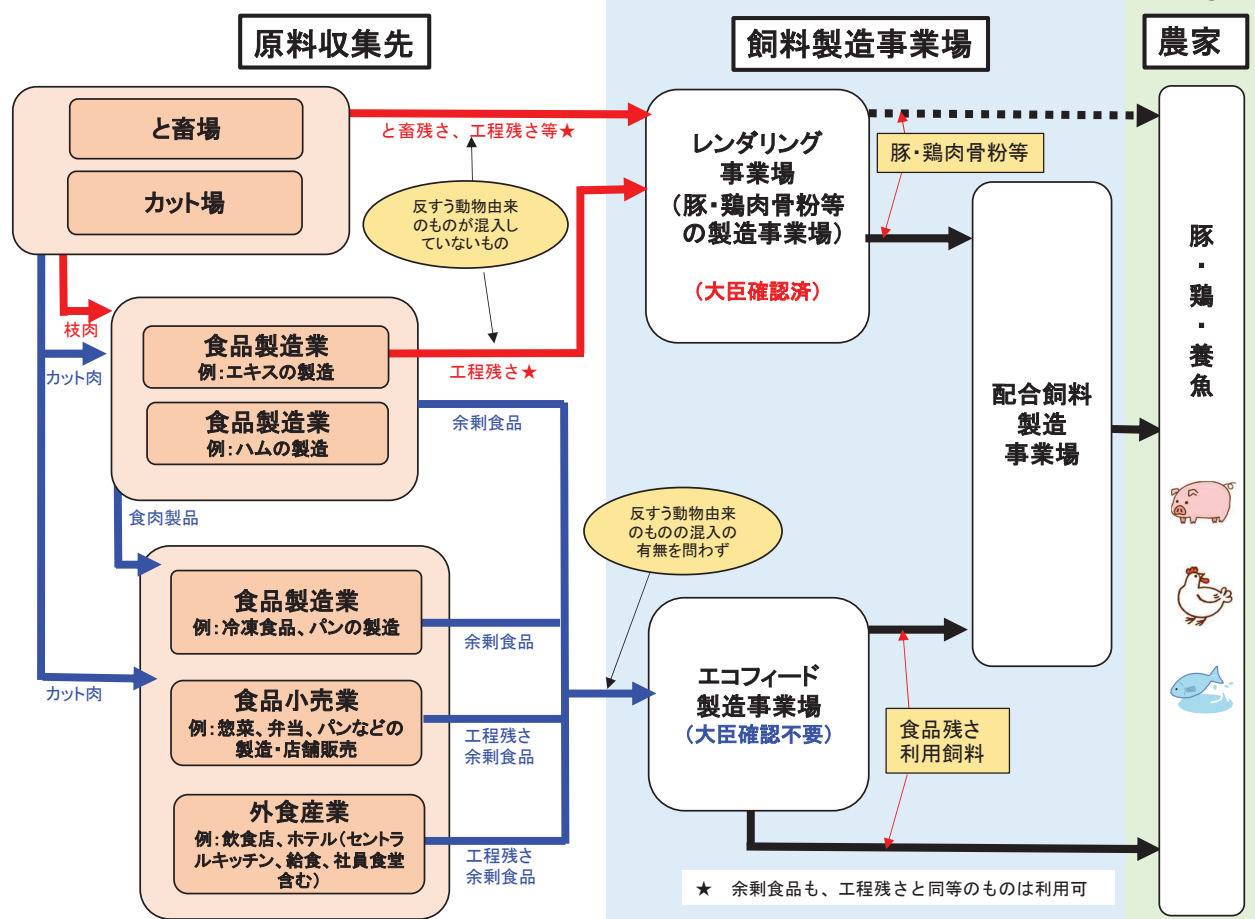
このため、関連通知（※）を改正し、これらの工程残さも余剰食品等と同様の条件で豚・鶏・養魚用飼料に利用できることとする見直しを行う。

なお、見直し後もBSE飼料規制の実効性を確保するため、動物由来たん白質を含む飼料が反すう動物用飼料に混入したり、反すう動物に誤用・転用されたりすることがないように、引き続き遵守指導を徹底する。

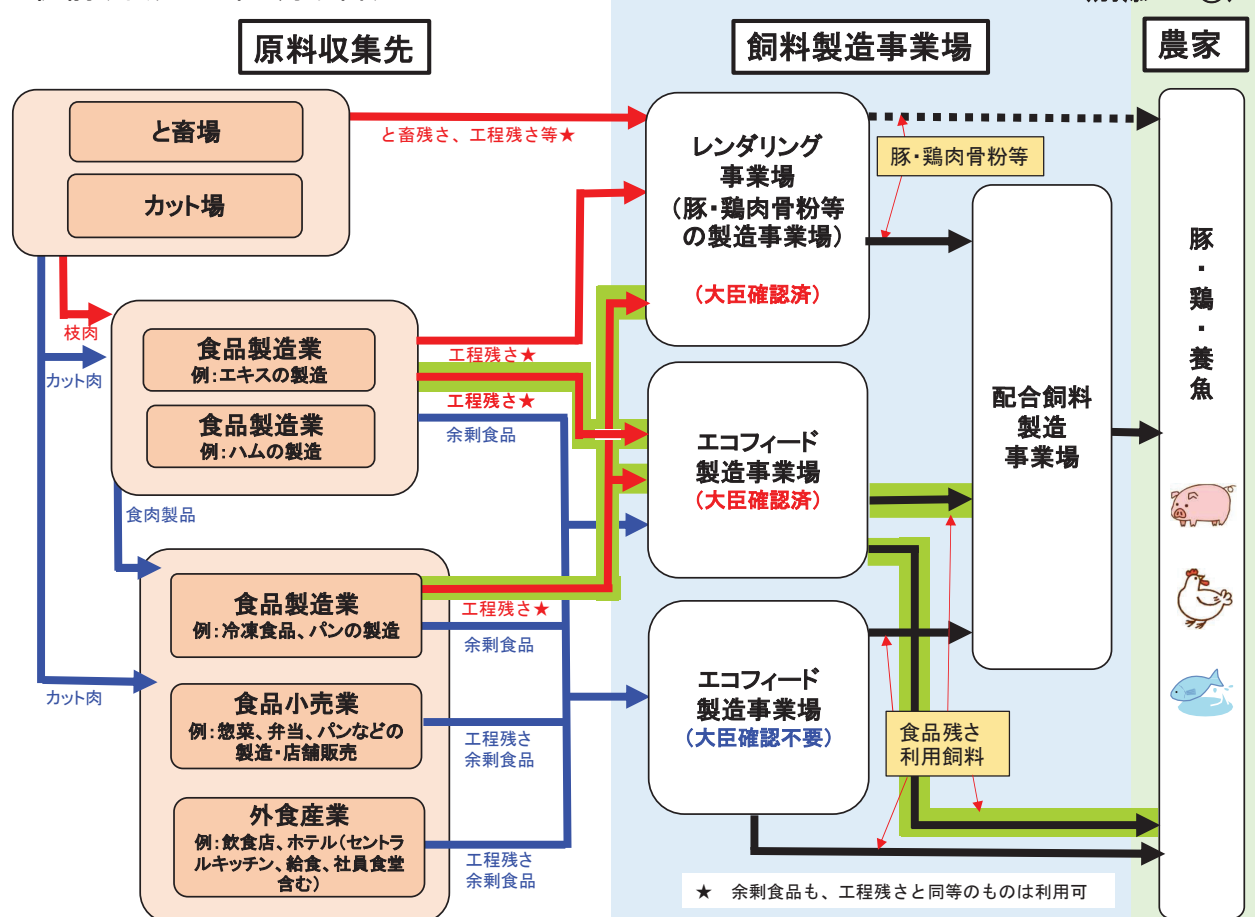
※

（	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について	）
	平成17年3月11日 16消安第9574号 農林水産省消費・安全局長通知 令和2年12月28日 2消安第4319号 農林水産省消費・安全局長通知最終改正	

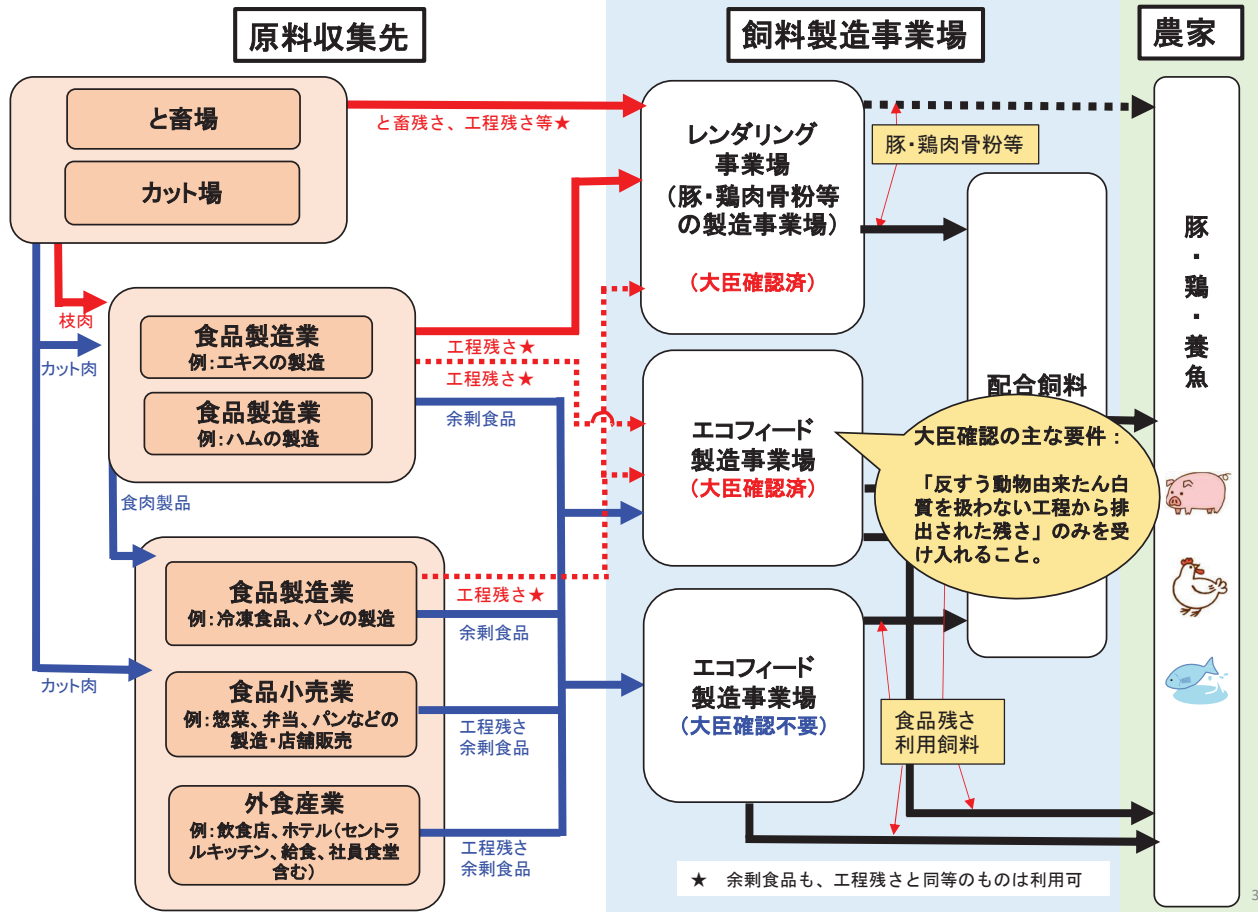
<従前(平成26年5月まで)>



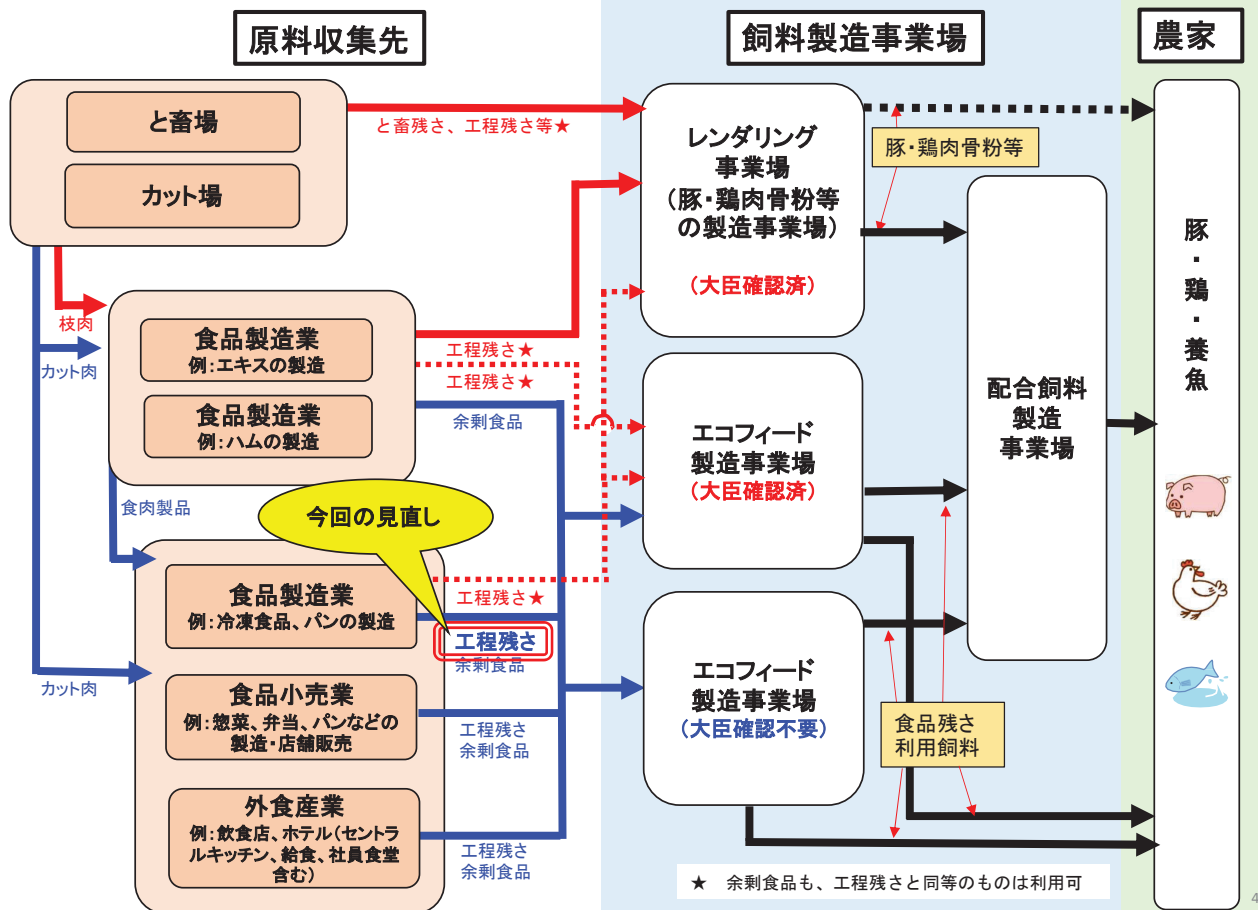
<従前(平成26年5月以降)>



<従前(平成26年5月以降)>



<見直し(案)>



(参考)BSEに関する飼料規制の基本的考え方

1. BSEの感染源となりうる原料の飼料利用を規制 (原料規制)

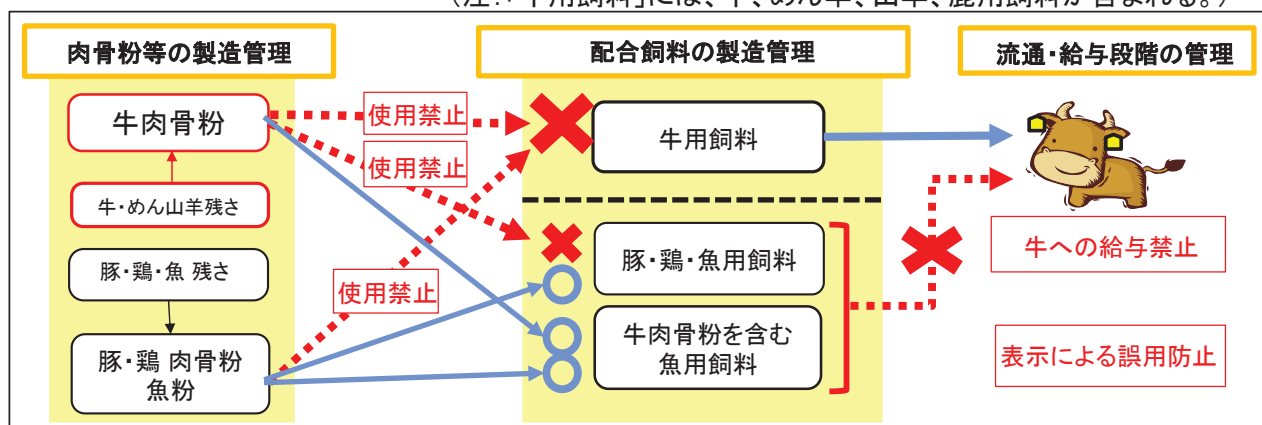
肉骨粉、動物性油脂等の牛用飼料への利用禁止



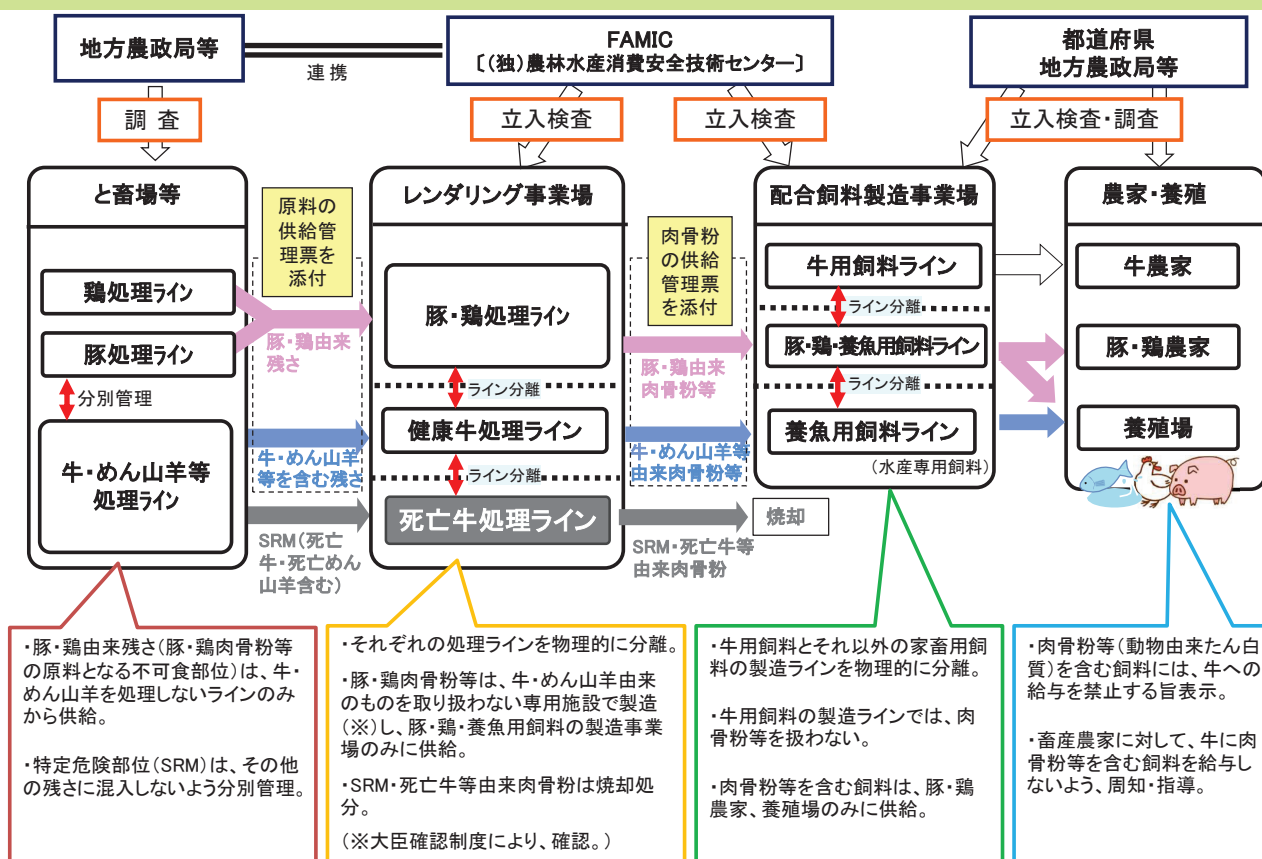
2. 牛用飼料とその他飼料の分離 (ライン分離) (製造規制)

牛用飼料とその他飼料の交差汚染を防止するため、飼料の製造、出荷、運送、保管、給与の各段階において分離

(注:「牛用飼料」には、牛、めん羊、山羊、鹿用飼料が含まれる。)



(参考)飼料の交差汚染防止対策



(参考)飼料規制の主な見直しの経過

2001(H13).10	肉骨粉、魚粉、動物性油脂の製造・利用を禁止
2005(H17). 4	豚肉骨粉等について、交差汚染防止対策を講じた上で豚・鶏用飼料への利用を再開
2008(H20). 5	豚肉骨粉等について、交差汚染防止対策を講じた上で養魚用飼料への利用を再開
2013(H25). 5	OIEより「無視できるBSEリスクの国」に認定
2014(H26). 5	食品製造工場の畜水産残さの豚・鶏・養魚用飼料への利用再開
2015(H27). 4	牛肉骨粉の養魚用飼料への利用再開
2018(H30). 4	めん山羊・馬肉骨粉の養魚用飼料への利用再開
2020(R2). 5	馬肉骨粉の豚・鶏用飼料への利用再開



7

(参考)飼料規制の概要(2022年1月時点)

由 来 動 物 等		用 途	牛用飼料	豚・馬・鶏・うずら用飼料	養魚用飼料
牛・めん羊・山羊(※)	血粉等、肉骨粉等		×	×	○
豚・鶏・馬	血粉等、肉骨粉等		×	○	○
魚	魚 粉		×	○	○
鹿	血粉等、肉骨粉等		×	×	×
食品残さ(動物性たん白質を含むもの)			×	○	○

○: 利用可能 ×: 利用禁止

※ 死亡牛、死亡めん山羊、SRMの除去が要件

牛のSRM(全月齢;扁桃・回腸遠位部、30か月齢超;頭部[脳、眼など]・脊髄・脊柱)

めん山羊のSRM(全月齢;脾臓・回腸、12か月齢超;頭部[脳、眼など]・脊髄)

(参考)飼料規制の遵守状況

1. FAMICによる飼料製造事業場への立入検査状況

肉骨粉等を製造する事業場（大臣確認済レンダリング事業場）、牛肉骨粉を含む養殖水産魚用飼料を製造する配合飼料工場、反すう動物用配合飼料を製造する配合飼料工場に重点を置いて、FAMICが検査計画を策定。

年 度	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)
検査件数	414	421	405	374	328
うち、指導件数	5	3	1	4	1
うち、違反件数	0	0	0	0	0

2 都道府県による農家段階の 立入検査状況

反すう動物と豚・鶏・養殖水産魚をともに飼養する農家、飼料を自家配合する農家に重点を置いて、都道府県が検査実施計画を策定。

年 度	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)
検査件数	4, 693	3, 709	3, 930	4, 099	3, 902
うち、指導件数	0	0	0	1	0
うち、違反件数	0	0	0	0	0

検査結果

平成17年の検査開始からこれまで、
製造段階において、牛用飼料に肉骨粉が混入するなどの違反事例なし。
農家段階においても、牛に豚、鶏等用飼料や肉骨粉が誤用されるなどの違反事例なし。

(参考)飼料・飼料原料の主な流れ

